

答申第 2 6 6 号（諮問第 2 8 2 号）

「障害政策課職員が、怠業・業務妨害を行っていない・または行わなければならない、という内容」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和7年6月15日付けで、「障害政策課職員が、怠業・業務妨害を行っていい・または行わなければならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和7年6月18日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

本件請求に係る公文書は、群馬県において作成も取得もしていなく、保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和7年6月25日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき令和7年8月21日付けで弁明書を作成し、請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和7年11月6日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

群馬県公文書管理規程第60条に該当すると思われるため。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条は「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定めており、同法第33条は「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止を定めている。

(2) 地方公務員である当課の職員は、地方公務員法及びその他の法令を遵守すべき義務があり、信用失墜行為は禁止されていることから、怠業・業務妨害を行っていい・または行わなければならないという同法の趣旨に反する行為を認める内容の公文書を作成又は取得することはない。

このため、請求人が開示を請求する公文書は保有していない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

(1) 請求人は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成も取得もすることはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

(2) 本件請求の記載内容から、群馬県障害政策課職員が、怠業・業務妨害を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

(3) 一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条の規定により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負い、さらに、同法第33条の規定により信用失墜行為が禁止されている。

(4) これらの規定に照らすと、一般職に属する地方公務員である実施機関の職員は、法令等を遵守し、信用失墜行為をしてはならない立場にあるところ、群

馬県障害政策課職員が、怠業・業務妨害を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成し又は取得することは通常想定し難い。そうすると、本件請求に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) なお、請求人は本件審査請求の理由として、群馬県公文書管理規程第60条の該当性を主張している。同条は、同規程で定める公文書の作成、整理、保存等の取扱いについて、その定めにより難しいときは別途定めることができる旨を規定しているのみで、本件請求に係る公文書の存否とは関係がない。その他請求人から本件請求に係る公文書を保有していることについての具体的な主張はなく、請求人の主張に理由はない。

(6) 以上のとおり、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年11月 6日	諮問
令和 7年12月 9日 (第108回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 8年 2月17日 (第109回 第二部会)	審議
令和 8年 9月14日	答申